

【解説版】

NPO koaa
201601 版

(別記様式第1号)

有機 JAS 適合資材証明書 (肥料・土壌改良資材)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 殿

当社の本製品は、下記の通り〇〇〇〇年〇〇月〇〇日現在の「有機農産物の日本農林規格」別表1の該当する資材の基準を満たす資材であることを証明します。

1. 全ての原材料（造粒剤・乳化剤・酸化防止剤、加工助剤等補助的に添加するものも含む。）が別表1の肥料及び土壌改良資材に該当するものであると共に、それぞれの基準を満たしています。
2. 1の基準を満たす原材料を用いて本製品を製造する工程において、化学的に合成された物質を添加していません。
3. 当証明書の記載内容、資材の製造工程、原材料に変更が生じた場合は、有効期限内であっても、直ちにその旨を発行先に通知致します。
4. 「有機農産物の日本農林規格」が改正等により変更され、変更後の規格に当製品が適合しない場合、この証明書による証明は無効とします。

製品名： 醃酵鶏糞

正式名称： 醃酵鶏糞

(または別称)

登録番号： 〇〇県 特殊第〇〇 号

証明書発行日： 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

※(本証明書の発行日であって、肥料登録証の発行日ではありません)

有効期限： 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

※(本会の有効期限は1年半です。)

会社名：株式会社〇〇〇〇 代表者名： 〇〇 〇〇 印

担当部署： 〇〇部〇〇課 担当者名： 〇〇 〇〇 印

所在地： 〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇丁目〇〇番地

TEL： 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 FAX： 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

E-mail： 〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.ne.jp

コメント [K1]: 作成日を記入。記入漏れに注意。

コメント [K2]: 証明書の発行依頼者の氏名を記入。

コメント [K3]: 作成年月日を記入。「有機農産物の日本の農林規格」は5年毎に規格改正があるため、この時点での規格に適合しているか確認する必要がある。
(規格改正前の規格に適合していても、証明書の効力はない)

コメント [K4]: 資材の製造工程で投入される**全ての原材料**。触媒など、**製造工程で投入するが、完成時にはすでに除去・揮発等し、製品にその物質が含有されない場合も含まれる。**

コメント [K5]: 販売している商品名（パッケージ名）を記入。

コメント [K6]: 肥料登録などに登録されている正式名称や、別称を記入。(重要)
製造メーカーや原材料は違っても、製品名の似通っているものや、違うメーカーが全く同じ資材を、別の商品名で販売しているものなどを特定する際に役立つ。

コメント [K7]: 公的機関へ届け出る肥料登録等の登録番号を記入。
上記K6と同じ理由により、資材を特定する際に役立つ。

コメント [K8]: 証明書の発行年月日を記入。
(重要)
肥料登録の際の発行日ではない。

コメント [K9]: この証明書の有効期限を製造業者自らが定める場合は、それを記載すること。特に有効期限がない場合は、発行日から1年6ヶ月後の日付を記載すること

コメント [K10]: 証明書の発行者について記入。公印または代表者印、担当者印などの捺印漏れに注意。

【解説版】

NPO koaa
201601版

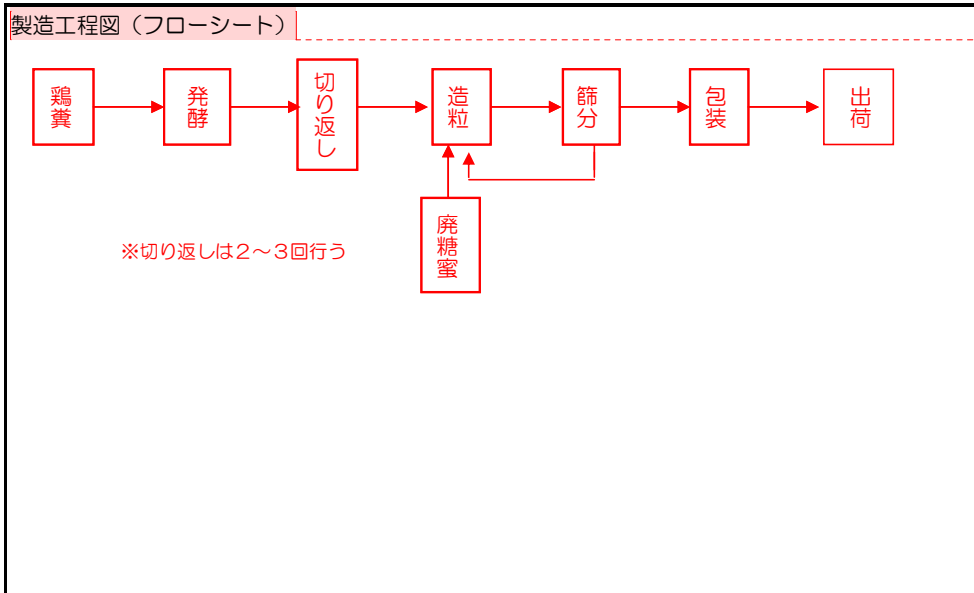
記

※本様式の内容を満たしていれば、製造業者の独自の原材料表、製造工程図を添付してもかまいません。

原材料名	該当する別表1の資材名	農林規格適合の根拠・具体的確認方法・補足説明
鶏糞	発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	入荷先養鶏農家にて、施設から搬出後、化学処理や化学合成物質を添加していないことを、書面にて確認。
廃糖蜜	製糖産業の副産物	入荷先が製糖工場であるため。廃糖蜜が完成してから当社に入荷されるまでの間に、化学合成物質は添加されていないことを文書にて確認。

コメント [K11]: 該当する別表1の資材名
別表1に記載されている資材の分類のうち、該当するものを記入すること。

コメント [K12]: 農林規格適合の根拠・具体的確認方法・補足説明
なぜ別表1に適合しているかの**根拠**と、それを**どのように確認したか**を記入。**文書**にて確認した場合は、可能な限りその**文書**も添付することが望ましい。(根拠書類になるため)



コメント [K13]:
資材メーカーが発行する、独自の製造工程図を添付しても良い。
ただし、**資材を製造するに当たっての全工程と、全ての原材料が記入されていなければならない**。原材料が投入されるタイミングも記載されているのがベスト。

- ・上記の原材料には、造粒材・乳化剤・酸化防止剤、加工助剤等の補助的添加剤も全て記載しており、上記以外の資材は一切使用していません。
 - ・上記の内容に変更が生じた場合は、直ちにその内容を発行先に通知致します。
- ※原材料表、製造工程図の記載欄が不足の場合は、適宜コピーして追加してください。

ページ 1: [1] コメント [K3] KOAA2 2016/03/14 10:27:00

作成年月日を記入。「有機農産物の日本の農林規格」は5年毎に規格改正があるため、この時点での規格に適合しているか確認する必要がある。
(規格改正前の規格に適合していても、証明書の効力はない)

ページ 1: [2] コメント [K4] KOAA2 2016/03/14 10:14:00

資材の製造工程で投入される全ての原材料。触媒など、製造工程で投入するが、完成時にはすでに除去・揮発等し、製品にその物質が含有されない場合も含まれる。

ページ 1: [3] コメント [K6] KOAA2 2016/03/14 10:15:00

肥料登録などに登録されている正式名称や、別称を記入。(重要)
製造メーカーや原材料は違っても、製品名の似通っているものや、違うメーカーが全く同じ資材を、別の商品名で販売しているものなどを特定する際に役立つ。

ページ 1: [4] コメント [K7] KOAA2 2016/03/14 10:16:00

公的機関へ届け出る肥料登録等の登録番号を記入。
上記K6と同じ理由により、資材を特定する際に役立つ。

ページ 1: [5] コメント [K9] KOAA2 2016/03/14 13:51:00

この証明書の有効期限を製造業者自らが定める場合は、それを記載すること。特に有効期限がない場合は、発行日から1年6ヶ月後の日付を記載すること。